

農業者をサポート！ 「収入保険」

【加入対象】

青色申告の実績が1年分以上
※共済組合までご連絡頂ければ、
職員が説明に伺います。また、
青色申告等の必要書類を提供し
ていただければ補償金額や掛金
を試算しますので、ご相談くだ
さい。

【加入申込期限】

個人の場合（令和3年度加入）：
12月末まで
法人の場合：事業開始月日の前
月末まで

【補償内容】

農業者が自ら生産した農産物の
販売（簡易な加工品（精米、モ
チなど）、大豆・そばの直接支払
交付金を含む）が補償の対象で
す。過去5年の収入、対象年の
営農計画から基準金額を設定し、
基準金額の9割を下回った場合
に補償の対象です。

【補償対象となるリスク】

農業者の経営努力では避けられ
ない様々なリスクによる収入減
少を補償します。価格の下落や
コロナ禍による収入減少も補償
の対象となります。

【お問い合わせ先】

秋田県農業共済組合
北秋田山本支所

☎ (54) 5540

軽油引取税免税証（農業用）の交付申請について

○この制度は、法律上、令和3年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付申請書の集合（仮）受付を行います。免税証の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。

●受付日程（藤里町）

【受付日】 令和2年12月24日（木）

【時間】 午前10時～午前11時30分、午後1時～午後3時

【会場】 能代市二ツ井町庁舎 2階 大会議室

●注意事項

- ①制度が継続された場合、免税軽油使用者証（厚紙）の有効期間は、使用者証の交付日から3年間となりますので、交付年月日が平成30年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- ②必要書類が揃っていない又は記入漏れがある場合、受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、全て記入した上でお越しください。
- ③共同申請には、全員分のハンコと耕作証明が必要です。また、使用者の加入又は入れ替えがある場合は、更新申請が必要です。
- ④すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できません。
- ⑤来場の際はマスク着用、咳エチケット及び手指消毒等にご協力をお願いします。

●今年度は郵送による免税証交付申請も可能となりました。詳しくは秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。

【申請期間】 令和2年12月1日（火）～令和3年1月29日（金）

※秋田県公式サイト「美の国あきたネット」にて必要書類、申請手続き等についてご案内しております。
「秋田県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 ☎ 018-860-3341